

島根県建築基準法取扱

島 根 県

- ・この取扱は、島根県内の建築物等の建築基準法における取り扱いについて、取りまとめて公表しているものです。
- ・具体的な建築物等への適用については、それぞれの特定行政庁へ必ずご確認ください。

目 次

- 1 電気通信事業用等鉄塔に付属する通信機器等収納施設の取扱いについて
- 2 地区集会所、地区公民館の取扱いについて
- 3 別棟とみなす開放性の高い渡り廊下の基準について
- 4 農業用温室（農業用ビニールハウス）の取扱いについて

1 電気通信事業用等鉄塔に付属する通信機器等収納施設の取扱いについて

建 第 3 4 9 号

平成20年 5月13日

下記に該当する施設については、建築基準法第2条第1号に規定する建築物として取り扱わないものとする。なお、当該施設上部に鉄塔が設置されている場合、当該施設は鉄塔の一部とみなすものとする。

また、取扱いに対する照会または鉄塔の確認申請(工作物)が提出された際には、図面等により下記内容を確認すること。

○対象施設の要件

- ・電気通信事業用等鉄塔に付属する通信機器等の収納施設であること。
(例 携帯電話事業及びテレビ放送事業等に要する鉄塔に付属する施設)
- ・施設は居室がなく、その規模は当該施設の機能を果たすために必要な最低限のものであること。
- ・施設は通常、無人であり、通信機器等の維持管理及び障害発生時以外は、施設内部での作業を行わないものであること。

解 説

- ・通信機器収納施設は電気通信事業用鉄塔に附属するものであり、通常無人のものは通信事業用の設備機器として扱い、建築物としては扱わないこととする。
- ・中継施設の上部に鉄塔が設置される場合は鉄塔の基礎として扱い、審査を行うこととする。

関連法令

建築基準法第2条第一号、同法第88条

参 考

「基準総則集団規定の事例集」第1章「貯蔵槽その他これらに類する施設」

2 地区集会所、地区公民館の取扱について

建 第 349 号
平成21年 2月 2日

下記に該当する「地区集会所、地区公民館」で、集会室の床面積の合計が200㎡未満であるものは、建築基準法第2条第二号に規定する「集会場」として扱わないこととする。

ただし、建築基準法第48条の適用にあたっては、法別表第2（い）項第四号に規定する「学校、図書館その他これらに類するもの」の「その他これらに類するもの」として扱うこととする。

- ①町内会等一定の地区の住民を対象とした施設であること。
- ②当該地区外から一時に多数の人または車の集散する恐れのない施設であること。
- ③当該地区住民の社会教育的な活動あるいは自治活動の目的の用に供する施設であること。

解 説

- ・「（仮称）総則・集団規定運用指針集（日本建築行政会議編集）」によれば、「教会、寺院の礼拝のための専用施設」、「学校の体育館・講堂」、「利用者が特定されている小規模な会議室・研修室」、「利用者が特定されている小規模な地域の公民館」は、建築基準法第2条第二号に規定する「集会場」に該当しないとされている。
- ・地区公民館は社会教育法第21条に規定するものをいい、地区コミュニティーセンターを含む。
- ・「島根県建築基準法施行条例」は建築基準法の施行に関し必要な事項を定めるものであることから、本取扱を適用することができる。

関連法令

建築基準法第2条第二号、同法第48条、法別表第2（い）項第四号

参 考

「第一種住居専用地域内の公民館、集会所について」S53年8月11日東住街発第172号

「（仮称）総則・集団規定運用指針集（日本建築行政会議編集）」

3 別棟とみなす開放性の高い渡り廊下の基準について

建 第 1 5 7 3 号

平成21年12月21日

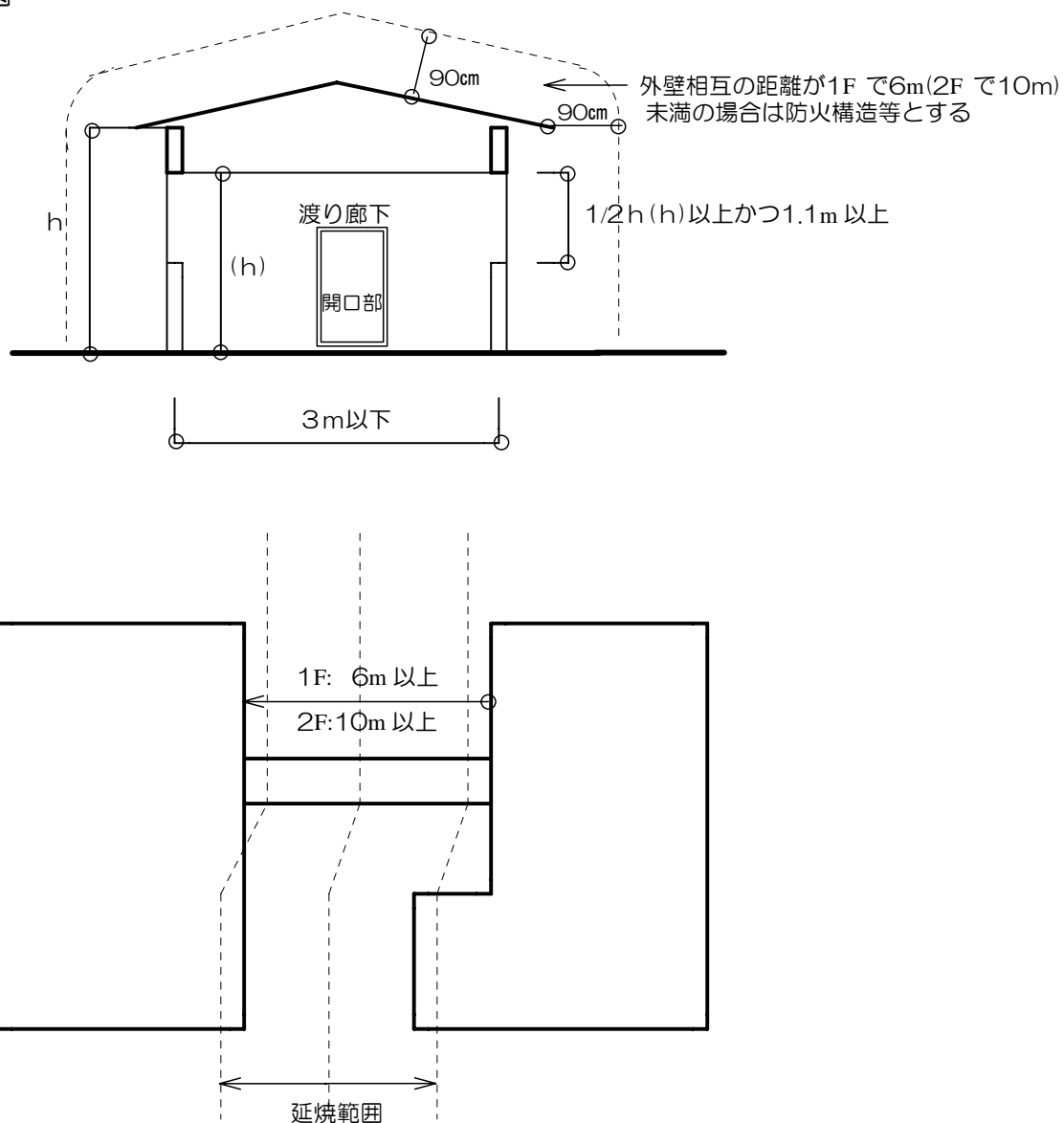
次の基準に該当する開放性の高い渡り廊下で結ばれた2以上の建築物及び渡り廊下は、別の建築物として扱うことができる。

なお、この取扱いの際、現に存する建築物で、建設当時の取扱いにより別の建築物とみなしているものは、なお従前の例によるものとする。

○別棟とみなす開放性の高い渡り廊下の基準

- (1) 渡り廊下の主要構造部は不燃材料で造られていることとし、内装は下地、仕上げ共に不燃材料でしたものであること。
- (2) 渡り廊下は通行または運搬の用途のみに供されるものであること。
- (3) 渡り廊下の幅員は3m以下であること。
- (4) 渡り廊下の両側面は、床から梁上端まで（天井がある場合は床から天井まで）の高さの1/2以上かつ1.1m以上で、桁方向の梁下端（梁下端の下部に天井がある場合は天井面の高さ）から設けられた開放部を、柱部分を除き全長にわたり有していること。
- (5) 渡り廊下によって接続される部分の建築物の外壁面相互の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階で接続される場合にあつては10mを超えるものであること。
ただし、庇の先端から90cm以内の外壁を防火構造（接続される建築物が（準）耐火構造の場合は（準）耐火構造）とし、開口部に特定防火設備又は防火設備を設置した場合は、この限りでない。
- (6) 渡り廊下と建築物を接続する場合は、EXP. J その他相互に応力を伝えない構造方法のみで接していること。
- (7) 接続される各建築物における「延焼の恐れのある部分」は、渡り廊下がないものとして算定すること。
- (8) 渡り廊下の1階部分には、外部への出入口を設けること。
- (9) 渡り廊下の階数は避難階を基準として2以下とすること。

参考図



解説

- ・ 構造上別棟であっても一の建築物とみなす場合もあり、別棟と扱える基準を明確にした。
- ・ 別棟と扱った場合は、それぞれ独立した建築物として建築基準法を適用する。

関連法令

参 考

「部分により構造を異にする一棟の建築物」S28年4月7日住指発第423号

4 農業用温室(農業用ビニールハウス)の取扱いについて

建 第 1897 号
平成22年 2月10日

下記に該当するビニールハウスは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物として取り扱わないこととする。

- ① 野菜、花及び果樹等の育成・栽培のために設置され、原則、作業従事者以外の者が利用しない施設であること。
(鑑賞用又は生産物販売用として不特定多数の者が利用する施設は除く。)
- ② 屋根が容易に取り外しができるビニールシート等の薄い材料で覆われていること。

解 説

- ・ 建築物として取り扱わないビニールハウスの使用目的及び利用者を限定した。
- ・ また、野菜、花及び果樹等の育成・栽培を行う、教育機関（大学、高等学校、農業大学校等）及び試験機関（農業技術センター、中山間地域研究センター等）におけるビニールハウスは本取扱いに準じ、建築物として取り扱わないこととする。
- ・ 屋根を覆うビニールシート等は農業用ポリ塩化ビニルフィルム（農ビ）、農業用ポリエチレンフィルム（農ポリ）、農業用ポリオレフィンフィルム（POフィルム）等のフィルム状のシートとし、これらの材料は数年毎に張り替える必要があることから容易に取り外しができるものとみなす。

○留意事項

建築物として扱わないビニールハウスについても構造上の安全性が確保される必要があることから、建築物としての取扱いについて相談等があった場合には、社団法人 日本施設園芸協会発行の「園芸用施設安全構造基準（暫定基準）」に基づき安全性が確認される必要があることを申し添えること。

関連法令

建築基準法第2条第一号

参 考

「屋根を天幕、ビニル等でふいた建築物」S37年9月25日住指発第86号
「（仮称）総則・集団規定運用指針集」海水浴場の休憩所等